

## 論 点 メ モ (6)

資料1

項 目	論 点	備 考
1. ファイアーウォール規制をめぐる指摘	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行・証券間のファイアーウォール規制は、平成 5 年の業態別子会社方式による相互参入解禁時に、利益相反による弊害の防止や銀行等の優越的地位の濫用の防止をねらいとして導入。その後、実態を踏まえつつ、必要に応じ規制を緩和。</li>   <li>● 現行のファイアーウォール規制については、顧客に関する非公開情報の授受や、役職員の兼職等に関する規制が存在することから、             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 金融グループとしての総合的なサービスが提供されていないなど、利用者の利便性がかえって損なわれている、</li> <li>－ 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている、</li> <li>－ 欧米の金融グループと競争条件を同等のものとし、我が国金融機関の競争力を高める必要がある、</li> </ul>                     等の指摘がある。                 </li>   <li>● 一方で、現行のファイアーウォール規制については、             <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 銀行等と証券会社が同じ金融グループ内に存在することにより、利益相反による弊害が生じるおそれがある、</li> <li>－ 銀行等が顧客に対する優越的な地位を濫用するおそれがある、</li> </ul>                     ことから、利益相反による弊害の防止や銀行の優越的地位の濫用の防止の徹底等を求める指摘がある。                 </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行・証券間のファイアーウォール規制の概要【資料2 p.1-5】</li>   <li>● 銀行・証券間のファイアーウォール規制をめぐる指摘【資料2 p.6-8】</li> </ul>

<p>2. ファイアーウォール規制をめぐる環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファイアーウォール規制導入後、以下のような環境変化が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ グループ経営等、金融機関の組織形態の多様化</li> <li>－ 銀行への証券仲介業の解禁等、金融商品販売面での規制緩和</li> <li>－ 個人情報保護法の施行による顧客情報保護ルールの整備</li> </ul> </li>   <li>● 我が国法制がモデルとしてきた米国においては、1997年のFRBによるファイアーウォール規制の緩和や、1999年のグラム・リーチ・ブライリー法の成立等により、ファイアーウォール規制の見直しが行われている。</li>   <li>● 諸外国においては、利益相反の管理等について、金融機関の自主的な規律付けによる内部管理態勢の整備及びその状況に関する当局のモニタリングにより対応する規制枠組みが趨勢。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関が行うことができる主な有価証券関連業務【資料2 p.9】</li> <li>● 個人情報保護法の概要【資料2 p.10-11】</li>   <li>● 米国における銀行・証券間の規制の変遷【資料2 p.12-14】</li>   <li>● 利益相反の管理に関する欧米の規制枠組み【資料2 p.15-16】</li> </ul>
<p>3. ファイアーウォール規制のあり方</p> <p>(1) 利益相反による弊害の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 以上を踏まえ、ファイアーウォール規制のあり方について、どのように考えるか。①利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止の実効性を確保し、②顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを提供すべきではないか。</li>   <li>● 利益相反による弊害を防止するためには、証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局がモニタリングすることにより、規制の実効性を確保していくことが重要ではないか。</li> </ul>	

<p>(2) 銀行等の優越的地位の濫用の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的には、監督指針で、①利益相反の抽出・特定、②利益相反の管理(チャイニーズウォールの構築等)・記録の保持、③利益相反管理方針の策定等を着眼点として明記し、各金融機関において利益相反の管理のための態勢整備を求めることが考えられないか。</li> <li>● 各金融機関が策定する利益相反管理方針については、金融機関における態勢整備を促進する等の観点から、その概要の公表を義務づけることを検討すべきではないか。</li> <li>● 銀行法令等では、銀行等が、顧客に対し、当該銀行等又は当該銀行等の子会社等の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用供与等を行うこと等を禁止。</li> <li>● 銀行等の優越的地位の濫用を防止するためには、これに加え、証券会社が、親銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結又は勧誘を行う行為についても、金融商品取引法令において禁止し、証券会社及び親銀行等に対して証券取引等監視委員会による検査を可能とすることが考えられるのではないか。</li> <li>● 銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するためには、銀行等自身において顧客等から寄せられる情報を適切に処理する態勢を整備するとともに、当局においても、顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化することが重要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行法の規定【資料2 p.17】</li> </ul>
----------------------------	---	--

<p>(3) 顧客に関する非公開情報の授受の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファイアーウォール規制のあり方を考えていく上では、金融分野における顧客情報保護の意識の高まりについて十分に留意していくことが必要であり、顧客が望んでいない場合にまで、非公開の顧客情報の共有を認めることは必ずしも適当ではないのではないか。</li> <li>● 仮にそのように考えた場合、顧客意思の確認手段としては、顧客の属性を勘案し、どのように考えるべきか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報については、米国ではグループ内の共有に関する規制はない(別途、公正信用報告法でオプトアウトの機会を付与)が、欧州ではオプトインを求めている。このことを踏まえれば、オプトインを維持することが適当ではないか。</li> <li>・ 法人情報については、欧米では特段の規制はなく、同意書面の提出手続には法人サイドにおいても社内稟議等の手間があるとの指摘がある。ただし、法人の中にも、自己の情報についての共有を拒みたいとするケースもありうることを考えれば、オプトアウトの機会は付与することが適当ではないか。</li> </ul> </li> <li>● 現在当局の承認にかからしめている内部管理目的での顧客の情報共有については、各金融グループにおいて利益相反管理態勢の整備を求めることに伴い、当局の承認を不要とすることが考えられないか。その場合、情報共有による弊害を防止するため、内部管理目的で共有されている情報について、内部管理目的以外での利用を禁止するとともに、情報管理態勢の整備状況等に関し、届出あるいは何らかの報告を求めるなど、厳格な監督対応が可能となるような枠組みを整備する必要があるのではないか。 (注)この場合、個人・法人情報ともに顧客の同意は不要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 諸外国の制度の概要【資料2 p.18】   オプトイン:顧客の積極的な同意を求める。  オプトアウト:予め情報を共有する旨を顧客に通知した上で、望まない顧客に不同意の機会を与える。</li> <li>● 弊害防止措置の適用除外の承認制度【資料2 p.4】</li> </ul>
------------------------------	---	---

<p>(4) 役職員の兼職規制</p>	<p>● 証券会社と銀行等に利益相反管理態勢の整備を求めることに伴い、役職員の兼職規制については撤廃することが適当ではないか。  (注)証券会社の取締役等が他の会社の取締役等に就任した場合には、別途事後届出が存在。また、銀行等の常務に従事する取締役が他の会社の常務に従事する場合には、別途銀行法等による認可が存在。</p>	
<p>(5) その他</p> <p>① 発行体向けクロスマーケティング規制</p>	<p>● 現在、銀行等の職員が、取引先企業に対し、証券会社の職員と共同訪問することは認められており、更に、株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受証券会社に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介することは認められている。一方、銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉を行うことは、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。</p> <p>● 発行体向けクロスマーケティング規制の緩和については、金融グループが企業に対して総合的かつ高度な金融ソリューションを提供することを可能にし、それにより、発行体の利便性の向上に資するとともに、我が国金融機関の国際競争力の強化に資するとの意見がある。</p> <p>● 他方で、発行体向けクロスマーケティング規制の緩和には、以下のような点についての指摘もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 銀行等の優越的地位の濫用の可能性</li> <li>－ (銀行等と投資家との間の)利益相反関係</li> <li>－ 証券会社の経営の独立性やリスク管理上の問題</li> </ul>	<p>●発行体向けクロスマーケティングに関連する規制緩和の流れ【資料2 p.19-22】</p>

<p>② 主幹事引受制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>－ 引受契約締結及び内容に係る責任の所在の不明確化</li> <li>－ 証券会社の引受審査態勢の強化との関係、及び証券外務員制度との関係</li> <li>－ 金融商品取引法第33条との関係 等</li> </ul> <p>● 以上を踏まえれば、これまで行われてきた発行体向けの総合的な金融サービスの提供に向けた規制緩和に加え、クロスマーケティングに関する更なる規制緩和を行うことは、必ずしも適当ではないのではないか。</p> <p>● 現行、証券会社が、その親法人等・子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることは原則として禁止されている。既上場会社の増資については、金融商品取引法の施行に伴い、一定の要件の下で、規制が緩和されたが、IPO（新規公開時の増資）については、格付けが取得されていない限り認められていない。</p> <p>● IPOについて、例えば、資本・人的構成の面で独立した他の証券会社の価格決定プロセスへの関与により、価格決定の透明性が確保できる場合には、制限を緩和することが考えられないか。</p>	<p>●発行証券の主幹事引受制限の概要【資料2 p.23】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 米国ではNASDルールにより、IPOについても、一定の要件の下、引受主幹事会社となることが可能。</li> </ul>
------------------	--	--